

第202回府中市建築審査会

令和2年6月19日開催第202回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

審議概要

- 1 開催日時 令和2年6月19日（金）午後3時00分～午後3時36分
- 2 開催場所 テレビ会議（事務局：府中市役所北庁舎3階行政管理部情報管理課会議スペース）
- 3 出席者
 - (1) 会長1名、委員4名
 - (2) 特定行政庁及び事務局（都市整備部職員6名）
- 4 傍聴人 0名
- 5 議題
 - (1) 第7号議案
建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可
（敷地と道路の関係）
 - (2) 第8号議案
建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可
（道路内の建築制限）

6 議題の概要

議案番号	第7号	第8号
建築場所	是政二丁目	府中町一丁目
工事種別	新築	新築
主要用途	一戸建ての住宅	路線バスの停留所の上家
構造	木造	鉄骨造
階数	地上2階建て	地上1階建て
延べ面積	215.51㎡	14.4㎡
最高高さ	9.145m	2.850m

7 議事

(1) 議案第7号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、近隣の道の状況や水路の管理等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(2) 議案第8号について

本件は、道路内に存在する既存のバス停に上家を新築する計画であり、道路内の建築制限で建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可をすることについて、特定行政庁が建築審査会に対して同意を求めたものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より、申請建築物は、バス利用者の待合のために設置するものであり、周囲には、歩行者が有効に通行できる空間が確保されていること及び構造は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊等により公衆に危険を与えるおそれがないため、公益上必要であり、また、通行上支障がないと認められることが説明された。

委員からは、上家の規模の基準や道路占用の許可条件等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。